

浄化槽をお使いのみなさまへ

浄化槽は、微生物などの働き

を利用して生活排水をきれいに
する装置です。そのため、浄化

槽の機能を十分に発揮させるに
は、定期的な維持管理（保守点
検・清掃）と法定検査が必要で
あり、法律により実施が義務付
けられています。

適正な維持管理と法定検査を
おこない、浄化槽を正しく使っ
ていただくよう、みなさまのご
協力をお願いします。

保守点検

○浄化槽内の機器、送風機やタ
イマーなどの点検調査をおこ
ないます。また、消毒剤を定
期的に補充し、放流先が不衛
生にならないようにするのも
重要な作業です。

○10人槽以下の家庭用浄化槽の
場合、年3〜4回おこなう必
要があります。

○県に登録している保守点検業
者に委託してください。

清掃

○浄化槽内に溜まった汚泥など
を抜き取るのが清掃です。

○年に1回以上（全ばつ気方式
は6か月に1回以上）おこな

う必要があります。

○市町村の許可を受けた清掃業
者に委託してください。

法定検査

○浄化槽の保守点検・清掃がき
ちんとおこなわれ、きれいな
水が放流されているかを検査
します。

○最初の検査は、浄化槽を使い
始めてから3〜8か月の間に
1回おこなう必要があります、そ
の後は毎年1回おこなう必要
があります。

○県指定検査機関である（公
社）茨城県水質保全協会にお
申し込みをしてください。

☎029（291）4000

一括契約システム

○保守点検、清掃、法定検査を
一括して契約できる「一括契
約システム」を、ぜひご利用
ください。

○契約を仲介する保守点検業
者、清掃業者にお申し込みく
ださい。

単独処理浄化槽から合併処理 浄化槽への転換

○単独処理浄化槽は、トイレか
らの汚水のみを処理し、台所

やお風呂からの生活雑排水

はそのまま放流してしまいま
す。生活雑排水も併せて処理
できる合併処理浄化槽に転換

することで、放流する汚れの
量を1/8に減らすことがで
きます。

○身近な水環境の保全のため、
合併処理浄化槽への転換をお
願いします。

お問い合わせ

生活安全課 くらし環境G
☎(84)3618（直通）

茨城県生活環境部環境対策課
☎029（301）2966



許可を受けた
清掃業者

「守りたい 未来があるから火の用心」

11月9日(土)から15日(金)までは
「令和6年秋季全国火災予防運
動」の実施期間です。

今年は『守りたい 未来があ
るから 火の用心』を統一標語
に、全国一斉に火災予防運動が
実施されます。

この時期は空気が乾燥し、火
災が起きやすくなる季節を迎え
ます。火災から命を守る10のポ
イントを掲載しますので、各家
庭でご確認をお願いします。

《住宅防火

命を守る 10のポイント》

○4つの習慣

1. 寝たばしをしない。させない。
2. ストープの周りに燃えやす
いものを置かない。

3. コンロを使う時は、火のそ
ばを離れない。

4. コンセントはほこりを清掃
し、不要なプラグは抜く。

○6つの対策

1. ストープやコンロ等は安全
装置のついた機器を使用す
る。

2. 住宅用火災警報器を定期的
に点検し、10年を目安に交
換する。

3. 部屋を整理整頓し、寝具、衣
類およびカーテンは、防災品
を使用する。

4. 消火器等を設置し、使い方を
確認しておく。

5. お年寄りや身体の不自由な人
は、避難経路と避難方法を常
に確保し、備えておく。

6. 防火防災訓練への参加、戸別
訪問などにより、地域ぐるみ
の防火対策を行う。

《消防団からお願い》

・秋季全国火災予防運動期間中、
五霞町消防団が午後8時から1
〜2時間程度、消防車両で警鐘
を鳴らしながら地域を巡回しま
す。ご理解ご協力をお願いしま
す。

・火災現場を見に行く行為は危険
なうえ、消火活動の妨げになり
ますので、ご遠慮ください。

・消火栓や防火水槽などの消防水
利周辺への駐車は、迅速な消火
活動の妨げになりますので、駐
車はやめてください。

○お問い合わせ

生活安全課 防災G
☎(84)3618（直通）